

諮問番号：諮問第 316 号

答申番号：答申第 316 号

答申書

第 1 審査会の結論

宮若市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当であるとはいえず、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、本件処分を取り消すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の代理人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 本件処分が違法又は不当であること

生活保護（以下「保護」という。）の実施機関は、法第 63 条の規定による費用返還決定を行うに当たって、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査し、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、返還を求める金額の決定について適切に裁量を行わなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決等）。

本件処分は、後記(2)のとおり、判断過程において考慮すべき事情を考慮しないままになされた結果、判断が著しく合理性を欠いているため、裁量権の濫用・逸脱があり違法であるから、取り消されなければならない。

(2) 返還の対象について

ア 処分庁の判断

国民健康保険に加入していた者が生活保護の開始決定を受けた場合には、国民健康保険の対象外となる（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 6 条第 9 号）ところ、国民健康保険の適用が除外される結果、医療費の 10 割が医療扶助の

対象となった。

また、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」の金額の返還を求められる（法第 63 条）。そして、相続財産については、被相続人死亡時が資力の発生時点とされ、遺産分割手続により被保護者が相続することになった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された生活保護費（以下「保護費」という。）が返還対象となる。

そのため、処分庁は、相続の開始した令和 5 年 6 月 18 日を資力の発生時点として返還対象となる期間を決定し、医療扶助の返還額を医療費の 10 割としたと考えられる。

イ 東京高等裁判所判決

東京高等裁判所令和 2 年 6 月 8 日判決（以下「東京高裁判決」という。）は、法第 63 条の規定により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず支給した医療扶助等の全額の返還を求めた特別区長の決定について、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求めたことは、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある旨判示している。

また、「資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要するとすることが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得るということが出来る。そして、行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法 13 条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである。」と判示している。

ウ 返還額及び返還対象期間

審査請求人は、令和 4 年 10 月に頭痛を主訴に救急搬送、くも膜下出血と診断され、意思疎通ができず、全介助が必要な状態となった。

その後、令和 5 年 6 月 18 日に相続が発生したが、審査請求人は遺産分割協議などできる状況ではなく、その資力を現実に活用することができなかったため、同

年 8 月から保護が開始された。

このように、審査請求人は意思疎通ができず、成年後見人が選任されなければ遺産分割協議を行うことができない状況であり（実際に遺産分割協議を行うために成年後見人が選任された）、保護の開始に伴い、審査請求人に対し、将来予定される返還決定によって生じる不利益の内容（医療費の 10 割が返還対象となること）について説明を尽くすのは、そもそも不可能な状況にあり、審査請求人の理解が得られていたとは認められない。審査請求人は、同人の意思とは関係なく、国民健康保険の適用除外となって多額の医療費が発生しており、減額がないまま医療扶助費の全額の返還を命じられ、保護が開始されなかった場合と比較して、何らの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じるものと言うべきであるから、こうした事情は返還額を決定する上で当然に考慮されるべきである。

したがって、本件処分のような定型的な処分は許されず、医療扶助の返還額は 3 割に減額されるべきである。また、返還対象期間は代理人が遺産分割協議できるようになり、資力を現実を活用する余地が生じた日である、成年後見人の選任審判が確定した令和 6 年 3 月 30 日の翌日からとされるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件は、保護申請前に死亡した審査請求人の叔母（以下単に「叔母」という。）の相続財産を審査請求人が受領したことに伴い、処分庁が令和 7 年 1 月 23 日付けで行った法第 63 条の規定による費用返還決定処分に対し、その取消しを求める審査請求である。

処分庁は、遺産分割手続により受領した 14,965,462 円を限度として、令和 5 年 8 月から令和 6 年 11 月までの保護費 11,366,349 円全額を返還額として認定しており、その算定方法に誤り等は認められない。

本件処分における法第 63 条の適用及び返還額の決定については、法令及び国からの通知等に則って適切に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、法第 63 条の適用に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 返還額及び返還対象期間（資力の発生時点）について

- (1) 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高等裁判所令和元年 7 月 25 日判決（以下「福岡高裁判決」という。）参照）。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、本件処分を行うに当たって、適切に本件収入の収入認定の可否の検討を行った上で、「生活保護法による保護の実施要領について」

（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8 の 3 の (2) のエの (イ) の定めにより本件収入のうち、8,000 円を超える額を収入として認定し、自立更生費を控除して返還額を決定しており、その算定方法に誤り等は認められない。

そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

(2) 代理人の主張について

ア 医療扶助の返還額について

代理人は、医療扶助の返還額は 3 割に減額されるべき旨主張している。

一方、処分庁は、保護の受給者に対しては医療扶助として医療を現物給付しており、医療費の全額を負担している旨主張している。

このことについて、法第 63 条の「金額の範囲内」については、現物給付の場合は、これを金銭に換算して返還するものであると解されており（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』650 頁（全国社会福祉協議会、平成 16 年）、法第 63 条返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額」の範囲内には、生活扶助、住宅扶助等のように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解される。

また、生活保護制度は、保護の補足性の原則を定めた法第4条において、その利用し得る資産等をその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、急迫の場合や資力があるものの直ちに活用できない事情がある場合に適用され得るもので、資力があることを確定した際は、当該資力の発生時期に遡って法第63条に基づき費用返還を求めるものである。

したがって、代理人の主張は採用することができない。

なお、代理人は、東京高裁判決を引用して、本件審査請求に係る事案においては、審査請求人の意思とは関係なく、国民健康保険の適用除外となった結果、多額の医療費の負担が発生し、保護が開始されなかった場合と比較して、何らの予告もなく著しい不利益を課されることになったのであるから、本件処分は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものである旨主張している。

しかしながら、代理人が引用する東京高裁判決の判示部分は、保護の実施機関による保護の開始が実質的に不利益を課す処分となり得る場合に関するものであるところ、本件審査請求に係る事案においては、保護の開始時に処分庁が遡及的な資力発生の可能性を具体的に認識し、又はこれを認識し得べき状況にあったとは言えない以上、処分庁の審査請求人に対する保護の開始が実質的に不利益を課す処分に当たると解する余地はなく、同判決とは事案を異にするとするを得ない。

したがって、将来的に相続財産を取得した場合には医療扶助費の全額の返還を要すること等につき、審査請求人の十分な理解が得られていないとして、返還額の決定に当たって当該事情を当然に考慮すべきであるという代理人の主張は採用することができない。

イ 返還対象期間の始期について

代理人は、返還対象期間は代理人が遺産分割協議できるようになり、資力を現実に活用する余地が生じた日である、成年後見人の選任審判が確定した日の翌日からとされるべき旨主張している。

一方、処分庁は、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6の答の(2)を根拠に被相続人の死亡時であることは明らかで、代理人が主張する成年後見人の選任審判が確定した日の翌日とする理由も根拠もない旨主張している。

このことについて、返還対象期間の始期は、法、問答集及び民法の規定に照ら

すと、被相続人の死亡時であることに疑いの余地はない。

したがって、代理人の主張は採用することができない。

2 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 8 年 3 月 17 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 6 月 11 日、7 月 9 日及び 8 月 6 日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第 5 審査会の判断の理由

1 調査の実施について

(1) 事件資料によると、審査請求人は保護の開始時に「くも膜下出血」のため入院中で意思疎通が困難であったことから、当審査会において、保護開始時の審査請求人への説明の方法等について、処分庁に調査を行った。

(2) この依頼に対して、処分庁から回答書の提出を受けた。

以下、事件資料に加え、この処分庁からの提出資料も踏まえて検討する。

2 法令等の規定について

(1) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

(2) 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきとされている（福岡高裁判決参照）。

- (3) 東京高裁判決は、法第 25 条第 1 項の規定により職権をもって保護を開始した場合において、法第 63 条の規定により、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず支給した医療扶助費等の全額の返還を求めた特別区長の決定について、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求めたことは、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある旨判示している。

また、「資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要するとすることが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得るということができる。そして、行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法 13 条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである。」と判示している。

そして、被控訴人の「法第 63 条の返還額を減額できるのは平成 24 年課長通知の定める場合に限られる」旨の主張に対して「同法 63 条には考慮すべき事情が明示、限定されているわけではなく、社会保障制度が複雑に並立している中で、同条で費用返還をするに当たっても、各制度との関係に意を払い、制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、同条により返還すべき額を定めるに当たっても、上記のように健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきである。」と判示している。

- (4) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成の「生活保護運用事例集」においても、法第 63 条に基づく返還額の決定に当たって、返還対象となる額から当該世帯の自立を助長するために必要と認められる額を減じて返還額を決定する際の取扱いに関して、医療扶助の返還に際しては、高額療養費の自己負担限度額を超える額についての免除は、それが自立更生に当てられる場合を除いてできないという取扱いを前提とした上で、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となることを十分に要保護者に説明すべきものとされている。

3 判断

- (1) 処分庁から提出のあった証拠書類等提出通知書に添付された「ケース記録」によると、審査請求人は、令和4年10月12日に「くも膜下出血」を起こし、以降入院しており、意思疎通ができる状態ではなかったことが認められる。

その中で、審査請求人に成年後見人が選任（令和6年3月30日付け）される前の令和5年8月1日に、審査請求人の妻（以下単に「妻」という。）からの申請に基づき、審査請求人が保護の受給を開始したことが認められる。なお、回答書によると、この際の保護制度に係る説明は妻に対して行い、処分庁から収入の申告等の必要性の説明を受けた際の審査請求人が行うべき署名は妻が代筆していることが認められる。

また、審査請求人の叔母が審査請求人の保護の開始前である令和5年6月18日に死亡していたところ、遺産分割協議が令和6年10月9日に調い、審査請求人は、相続財産として14,965,462円を受領したと、これに伴い、処分庁は、令和6年12月1日付けで、審査請求人に対する保護を廃止したことが認められる。

そして、処分庁は、令和7年1月23日付けで令和5年8月から令和6年11月までを返還対象期間として本件処分を行い、当該返還対象期間に審査請求人が受給した保護費11,366,349円の返還を求めたことが認められる。

- (2) 処分庁が提出した証拠書類等提出通知書に添付された妻の「離婚に関する報告書」から、妻は、審査請求人との離婚を検討していたことがうかがえる。

この中で、処分庁は、妻及び妻の保護申請時に同行した弁護士による申立てにより、審査請求人と妻の夫婦関係は既に破綻していると判断し、その妻からの申請に基づき、審査請求人を単身の世帯として保護の認定を行っている。

このように、審査請求人は、「くも膜下出血」により入院中で、意思疎通ができない状況にあったところ、処分庁は、既に夫婦関係が破綻している妻からの保護の申請を形式的に受け付けたことが認められ、この状況は、本人の意思にかかわらず保護を開始している点で、東京高裁判決の法第25条第1項の規定により職権により保護の受給を開始した事例と実質的に共通するものであると判断できる。

そして、東京高裁判決のとおり、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められる可能性があることから、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提といふべきであるところ、審査請求人の単身世帯として保護を開始するに当たり、そ

の世帯員でない妻に保護制度の内容を説明したにすぎず、この説明は十分とはいえない。

- (3) 本件について、審査請求人は令和5年8月から令和6年11月までの保護費の返還を求められているところ、令和6年3月30日の成年後見人が選定されるまでは、意思疎通ができない状況であったといえる。

加えて、上記2の(3)の東京高裁判決のとおり、法第63条には考慮すべき事情が明示、限定されているわけではなく、同条の返還額を減額できるのは国の通知に定める場合に限られるものではないことと、上記(2)のとおり、審査請求人への保護を受けた場合の不利益の内容に係る説明が不足していたことを踏まえると、処分庁は、返還額の決定に当たっては、審査請求人に不当な不利益を負わせないように配慮すべきであったといわざるを得ない。

4 結論

上記のとおり、本件処分に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められる可能性があるにもかかわらず、審査請求人に対してこの点についての十分な説明がなされないまま、返還対象期間に審査請求人が受給した保護費の全額の返還を求める本件処分については、裁量権の範囲を逸脱した違法があるというべきであるから、これを取り消すのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小 原 清 信

委員 鶴 利 絵

委員 谷 本 拓 也